

「給水装置ハンドブック」との主な相違点について（平成 28 年 3 月 29 日更新）

「給水装置工事 設計・施工基準」を発行（平成 28 年 4 月 1 日）するにあたり、現行の「給水装置ハンドブック」との主な相違点を下記に掲げる。

記

1. 主な変更内容

- ① 消火栓用ボックスの指定材料「レジンコンクリート製ボックス」（P.9「表-2.1.1 他」）
[理由] 使用材料を変更するため。 [平成 28 年 3 月 29 日 追記]
- ② 受水槽式における計画 1 日使用水量の算定に係る単位水量表（P.19「表-3.6」）
[理由] 水道施設設計指針（社団法人 日本水道協会）に記載の内容と相違があるため。

2. 主な追加内容

- ① 給水用具負荷単位による同時使用水量の算定方法（P.17「3.3.(1).④」）
[理由] 従前から使用している算定方法であるが、記載がなかったため。
- ② 寄付採納について（P.59「第 7 章」）
[理由] 従前、記載がなかったため。
- ③ ダクタイル鋳鉄管の管接合の説明に GX 形（P.71「(7).①.ア」）
[理由] 平成 28 年 7 月以降に、本市水道局にて正式に使用開始予定のため。
- ④ スプリンクラー設備について（P.83「8.5.(2)」）
[理由] 近年、水道直結式スプリンクラー設備の設置工事が増加しているが、施工不良による事故が発生したことを受け、その適正な施工が求められているため。
- ⑤ 浄水器等について（P.84「8.5.(3)」）
[理由] 平成 26 年度に複数の設置要望があり、設置を認めたため。
- ⑥ メーターバイパスユニットについて（P.111「10.7.(3)」）
[理由] 平成 26 年度に採用したため。
- ⑦ 仮設応急給水栓（打倒式消火栓）の設置について（P.117「11.5」）
[理由] 平成 25 年度より、耐震性貯水槽の設置が計画されていない市立小中学校等に設置し、応急給水などに利用することとなったため。

3. 主な削除内容

- ① 水理学の基礎に係る内容
[理由] 給水装置工事の設計に係る基礎的な知識であり、今回の基準図書であらためて記載する必要がないと判断したため。
- ② 保安施設に係る内容
[理由] 土木工事全般に係る内容であり、今回の基準図書であらためて記載する必要がないと判断したため。